

○主な人権課題の方向性に沿った進行管理

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R7事業実施目標	R7事業実施実績	R7歳出予算額(千円)	R7歳出決算額(千円)	所管課評価	R7実施効果・課題	所管課
3-1 女性の人権	①講座、研修やNPO等との連携事業を通して、性差別意識や固定的な性別役割分担意識の解消、男女共同参画社会の意義の普及に努めます。	1	男女共同参画推進に向けた広報・啓発	男女共同参画センター講座・女性活躍推進講座を実施するとともに、センター通信「ウィザス」の発行を通じて、男女共同参画意識の周知・啓発を行う。講座実施、センター通信の発行にあたっては、他の団体や、包括連携協定先及び庁内の他課との連携を積極的に行う。	・幅広く男女共同参画に関わるテーマで、男女共同参画センター講座・女性活躍推進講座を20企画実施した。 ・上記講座のほか、センター通信を年4回発行し、市内の高校や「二十歳のつどい」で配布を行うなど若年層にも周知を行った。発行にあたり、大学生や中学生からの意見を取り入れ、包括連携協定先の大学とも連携を行った。	1,064	657	A	講座に関して、親子で一緒に参加するものや、会場参加とオンラインのハイブリッド形式による講座を実施した。またセンター通信を、市内公共施設に配架するだけでなく、市内の全高校生や「二十歳のつどい」で配布したことで、若年層を含む広い世代の市民に向けて性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行うことができた。	人権・男女共生課
	②性別に関わりなく一人ひとりの個性や能力を育む教育・学習の充実に努めます。	2	学校教育における子どもへの学習機会の確保	性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観を形成する教育・学習の充実に努める。	性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観を形成する教育・学習の充実に努める。	0	0	B	性別による役割分担を示唆する言動が児童生徒の中から表出が減少した。	学校支援課
	③広く市民にワーク・ライフ・バランスの考え方を普及させるとともに、男女がともに育児や家事、介護等を担うための啓発を行います。	3	ワーク・ライフ・バランスの意味や考え方の普及	男女共同参画センター講座・女性活躍推進講座の実施、センター通信「ウィザス」の発行を通じて、自身の働き方を見直し、より充実した生活をするために有効な情報提供を行う。	父親と子どもを対象とした工作講座において、男性の長時間労働の現状等からワーク・ライフ・バランスの重要性を周知する時間を設けた他、男女共同参画週間事業、国際女性デー記念事業等においても冒頭の挨拶の時間を利用し情報提供を行った。また、企業を対象とした女性活躍推進セミナーでは対面とオンラインのハイブリッド形式で実施し、16人が参加した。	1,064	657	B	複数の親子向け講座や事業実施の機会を捉えて、随時情報提供を行った。また、時短家事に関する講座においては、夫婦間の家事分担やコミュニケーションについてワークを通じて学び、ワーク・ライフ・バランスを考えるきっかけを提供できた。センター通信においても、講座の案内やレポートを掲載した。今後もより幅広い世代の市民に有効な情報提供が行えるよう広報・周知手段の検討が課題である。	人権・男女共生課
		4	男性が女性と共に育児や家事を担うための啓発や学習機会の提供	男女共同参画センター講座・女性活躍推進講座として、男性が家事・育児により積極的に関わり、パートナーや家族とのコミュニケーションを促進するきっかけとなるような講座を企画・実施する。	父と子を対象にした、身近な日用品を用いて親子で遊びながらコミュニケーションのコツを学ぶ講座（4組9人参加）や、自然物工作講座（21組61人参加）等を実施した他、未就学児の子どもを持つ父親を対象に「防災料理講座」を実施し、4人が参加した。その他0歳～2歳までの子と父親を対象とした父親同士の交流を目的とする「パパタイム」を年6回実施し、年間で50組101人が参加した。	885	544	A	父親を対象とした講座・事業を多く実施し、年間を通じて多くの父親に参加いただくことができたと同時に、受講後の参加者アンケートの回答からも満足度が高く、実施の効果があつたと考えられる。「パパタイム」においては、毎回「子育てアドバイザー」として、男性保育士や絵本講師、ヨガインストラクターなどを迎え、父親同士の交流を促しながら情報提供を行い、前年度に比べ参加者数を増やすことができた（前年度43組84人）。	人権・男女共生課
	④性差別による暴力防止、DV、若年層に対するデートDV、セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する教育や啓発を進めます。	5	性差別による暴力防止、DV、若年層に対するデートDV、セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する教育や啓発	（人権・男女共生課） 「女性に対する暴力をなくす運動」に関する事業を実施（11月予定）するとともに、広報あしや、ホームページ等で相談先等の周知・情報提供を行う。同時に、若年層に向けたデートDV防止の啓発を行う。 （法務コンプライアンス課） ・職員へのハラスメント等の防止に関する教育・啓発のため、リーフレットや電子掲示板等を活用してハラスメントの知識の定着を図るとともに、周知内容を再検討し、更なる相談窓口の周知に取り組む。 ・ハラスメント予防のため、職員に研修等を実施し、必要な知識の習得及び相談への対応方法等の習得を促す。 （教職員課） ハラスメントに関する資料を配布することで、あらゆるハラスメント防止の啓発を図る。	（人権・男女共生課） ・神戸女学院大学と協働で作成したデートDV防止啓発パンフレット等を、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて市内全高校3年生に配布した（1,336部）。1月の「二十歳のつどい」でも新成人へ配布した。 ・山手中学校の3年生と、精道中学校の3年生を対象に、デートDV防止の出張授業を行った。さらに、広報あしや、ホームページ等で相談先等の周知・情報提供を行った。 （法務コンプライアンス課） 職員へのハラスメント防止に向け、リーフレット配布やポスター掲示、全職員研修を実施し、本市の指針の内容や相談窓口等の周知啓発を行った。また、新入職員及び管理監督者に承認した職員対象のハラスメント防止研修実施に加え、役職別の研修を実施し、部長級以上にはグループワーク形式を取り入れた。 （教職員課） ・法務コンプライアンス課の発行するコンプライアンス通信を各学校園に配布し、ハラスメントの啓発を行った。 ・法務コンプライアンス課の実施した市立学校園向けのハラスメント防止啓発資料の配布について協力した。	1,675	850	A	（人権・男女共生課） デートDV防止啓発パンフレット等を市内全高校生や「二十歳のつどい」の参加者を対象に配布することで、若年層に向けてデートDV防止への理解を促すことができた。出張授業は、前年に引き続き二校で実施ができた。継続的な実施も含め、啓発資料配布以外での直接的な啓発方法の検討が課題である。 （法務コンプライアンス課） 1月に実施した全職員対象のハラスメント実態把握調査では、リーフレットの認知度が約7割弱、ハラスメント防止研修の受講率は約9割弱を占めており、一定啓発効果が認められた。今後も引き続き効果的な実施方法の工夫を講じるとともに、課長級以下にもグループワーク形式の研修を取り入れるなど、ハラスメント防止に向けた取り組みの一層の充実に努める。 （教職員課） 各学校園にコンプライアンス通信を配布することで、本庁の研修に参加することが業務上困難な職種にハラスメントの啓発ができた。また、市立学校園向けのハラスメント防止啓発資料を学校園の職員に1人1部ずつ配布したことで、職員全員にハラスメントの啓発ができた。	人権・男女共生課 法務コンプライアンス課 教職員課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R7事業実施目標	R7事業実施実績	R7歳出 予算額 (千円)	R7歳出 決算額 (千円)	所管課 評価	R7実施効果・課題	所管課
	⑤芦屋市配偶者暴力相談支援センター（芦屋市DV相談室）の周知を進めます。	6	広報紙への掲載 関係課や関係機関へ相談カードを配布	多くの人に相談先の情報が届き、DV被害者や困難な問題を抱える女性の相談につながるよう、広報あしや及び市民課ディスプレイへの掲載、公共施設・商業施設等での相談カードの配架、相談シールの掲示等により市民向けに幅広い周知を行う。 また、国の相談事業で24時間、電話やチャット等で対応を行う「DV相談プラス」の周知にも努める。	DV被害者（配偶者からの暴力被害者）だけでなく、親族や交際相手から暴力を受けるなど、困難な問題を抱えた女性が、より相談しやすくすることで支援につなげることができるよう、「女性サポート相談室」として令和6年8月より専用電話を開設、DV相談室と合わせて、毎月広報あしやに掲載するとともに、市民課待合に設置のディスプレイでも周知に努めた。 DV相談室の相談カードは公共施設等に配架し、女性サポート相談室の相談カードも関係機関に配布し、周知・連携に努めた。	30	30	A	広報あしやや市民課ディスプレイへの掲載、相談カードの配架をすることで、DV相談室や女性サポート相談室の周知につながり、また「女性サポート相談室」として専用電話を開設し、より相談しやすくなったことで相談件数が増加した。引き続き、より多くの人に相談先が認知されるよう、幅広い周知に努める必要がある。	人権・男女共生課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R7事業実施目標	R7事業実施実績	R7歳出予算額 (千円)	R7歳出決算額 (千円)	所管課 評価	R7実施効果・課題	所管課
3-2 子どもの人権	①「子どもの権利条約」の意義と内容について周知・啓発を進めます。	7	子どもの権利条約の周知	年齢に応じた子どもの権利条約の冊子を配布する。	「子どもの権利条約」のリーフレットを保育所・こども園・幼稚園5歳児、小学校6年生、中学校3年生に配布した。	38	24	B	子どもの権利条約について、児童生徒とその保護者に対して広く周知啓発を行った。	こども政策課
	②子どもたちの学習の場である学校の中に人権尊重の理念を徹底し、教育活動全体を通して人権教育を進めます。	8	人権教育推進事業	- 人権教育をあらゆる教育活動の根幹に据え、自身の自尊感情を高め、自他の人権を守り、種々の人権課題を解決しようとする児童生徒の意欲・態度を育てる。 - 各学校で情報モラルの育成を目指した授業を実施する。 - 芦屋警察等、必要に応じて、関係機関と連携する。 - 情報活用能力向上のための授業づくり研究を進める。	- 人権教育をあらゆる教育活動の根幹に据え、自身の自尊感情を高め、自他の人権を守り、種々の人権課題を解決しようとする児童生徒の意欲・態度を育てた。 - 各学校で情報モラルの育成を目指した授業を実施した。 - 芦屋警察等、必要に応じて、関係機関と連携した。 - 情報モラルやリテラシーに係る内容について、教職員対象の研修を積極的に実施した。	316	215	B	- 各学校で情報モラル教育の年間指導計画を作成できた。 - 情報教育担当者会を年3回開催し、各校の情報モラル年間指導計画の共有と改善を行うことができた。 - ICT機器を効果的に活用した授業研究を実施し、その成果について市内全校に共有することができた。 - 校長会や授業担当者会、情報教育担当者会にて、市内のICT機器活用率について情報共有し、成果を確認することができた。	学校支援課
	③教育課程全般において、いじめ等の問題（インターネットを通じて行われるものを含む）について、主体的に考える機会を設けたり、子どもたちが情報を正しく選択し、判断していく力を身に付けたりする取組を推進します。									
	④「いじめ防止基本方針」などに基つき、通報体制や相談体制の充実を図ります。	9	カウンセリングセンター相談事業	- カウンセリングセンターに業務委託し、児童生徒の健全育成及び保護者、教師のカウンセリングを行い、心身の安定を図るとともに、定期的に児童生徒の在籍校と情報交換を行い、支援に当たる。 - 他の相談機関との連携を意識し支援の充実を目指す。特に、学校教育課の教育相談との連携を意識する。 - 教育相談事業の更なる啓発や周知に努め、相談業務の質と量の充実を図る。	- 芦屋市カウンセリングセンターに業務委託し実施した。（3月末時点電話相談75件 面接相談58件） - 不登校担当者会や各小中学校の学校訪問を通じて、各相談機関との情報交換を行った。 - 学校教育課教育相談を窓口として、各機関との連携を密に行った。	2,702	2,682	B	- 就学前施設及び小学校～中学校に通う園児児童生徒の子育てに関する窓口として、活用することができている。 - 高校世代の相談にも対応ができるため、本事業を行うことでスクールカウンセラーへ相談できない年代への対応を行うことができた。	学校支援課
		10	青少年愛護センター相談事業	青少年の問題全般について、電話、来所等による相談活動を実施する。	元教員の相談員を配置し、青少年の問題全般についての相談活動を実施した。	0	0	B	プライバシーに配慮した上で、若者相談センター「アサガオ」のほか、他の相談業務機関と連携する体制を構築しているが、電話や対面での相談は避けられる傾向にあり、相談件数が右肩下がりになっている。LINEを活用したり、メタバース空間での相談など、現在の社会情勢に即した相談受付体制を整える必要がある。	青少年愛護センター
	⑤「児童虐待防止法」に基づき、通報体制や相談体制の充実を図るとともに、学校等と関係機関との連携を強化します。	11	子ども家庭総合支援室の運営	居場所づくりを継続するとともに、周知に力を入れることで相談を気軽にできる環境を整える。	スタディールーム・ミュージックスタジオ、まんがステーションの運営を通じてこどもに居場所を提供した。また、中高生が企画及び運営を行う「あしふくまつり」を開催して居場所の周知を図った。あしふくまつりは200人が来場した。また、SNSを介した周知を行った。	31,905	26,773	B	スタディールーム・ミュージックスタジオ、まんがステーションは多くの学生に利用される場所となっている。	こども家庭・保健センター
		12	カウンセリングセンター相談事業（再掲）	（No.9の再掲）	（No.9の再掲）	2,702	2,682	B	（No.9の再掲）	学校支援課
	⑥「子ども家庭総合支援室」において家庭児童相談室の機能を包括し、「要保護児童対策地域協議会」の活性化を図ります。	13	要保護児童対策地域協議会の運営	代表者会議年1回、実務者会議・主要機関実務者会議年3回以上、ケース検討会議を必要に応じて開催する。里親の啓発活動を他機関と協働して行う。	代表者会議1回、実務者会議・主要機関実務者会議2回という結果であった。里親の啓発活動として、従来の説明会開催の他、映画上映会や中高生の企画する「あしふくまつり」をこども家庭・保健センターで実施した際に、里親支援センターに啓発の機会を創出した。	31,905	26,773	B	業務や人員の都合もあり、実務者会議が目標の数に満たなかった。次年度は体制を充実することで実務者会議・主要機関実務者会議3回の実現を目指す。里親の啓発活動については、映画上映会やあしふくまつりといった新たなチャンネルでの啓発活動により、これまでとは違う層への啓発ができた。	こども家庭・保健センター
	⑦子育ての孤立化を防ぐため、子育てを地域社会で支援することの大切さについて意識の醸成を図ります。	14	児童虐待防止の広報啓発	福祉フェアが未開催となるため、啓発グッズの配布ができなくなる代替として、パネル展にて虐待防止の周知を図る。	福祉フェアは未開催であったが、パネル展にて児童虐待防止の広報啓発を行った他、地域のイベントに出展を行い啓発活動を行った。	31,905	26,773	A	イベント出店では多数の来場者があり、用意していた来場得点品もすべて消費するほど盛況であった。令和8年は福祉フェアが再開するため、さらなる啓発活動に務める。	こども家庭・保健センター

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R7事業実施目標	R7事業実施実績	R7歳出 予算額 (千円)	R7歳出 決算額 (千円)	所管 課 評価	R7実施効果・課題	所管課
	⑧保護者や青少年 愛護委員などと連 携し、子どもたち が自ら身を守り、 安全を確保するた め、教育・啓発を 進めます。	15	犯罪等子どもを取り 巻く様々な危険 性についての教 育・啓発	（ほいく課） ・各施設で、年2回程度様々な状況を想定し、防犯訓練を行い、実施内容の振り返り、充実を図る。 ・「こどもぼうさい」を5歳児が在園する施設に配布し、5歳児の防災教育を行う。 ・交通安全教室を市立認定こども園・保育所において継続参加実施。 （保健安全・特別支援教室課） ・「子どもを守る110番の家・店」の周知に努め、各小学校PTAと連携して新規開拓を図る。 ・防犯教室を継続実施し、児童生徒の危険回避などの意識向上を図る。 ・交通安全教室を継続実施し、交通ルールや自転車の安全な乗り方等について周知を図る。 ・山手中学校区の通学路点検を実施し、危険箇所の改善に努める。 （青少年愛護センター） 3中学校区青少年健全育成推進会議において、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育・啓発活動を行う。 （地域経済振興課） さまざまな媒体を利用して、引き続き若者への啓発活動を行う。	（ほいく課） ・各施設で、年2回程度様々な状況を想定し、防犯訓練を行い、実施内容の振り返り、検討を行った。 ・「こどもぼうさい」を5歳児が在園する施設に配布し、5歳児の防災教育に活用した。 ・交通安全教室を市立認定こども園・保育所において年2回程度実施した。 （保健安全・特別支援教室課） ・「子どもを守る110番の家・店」について広く周知を図った。 ・防犯教室を継続実施し、児童生徒の危険回避等への意識向上を図った。 ・幼小中の交通安全教室を継続実施し、幼児児童生徒に対する交通ルールや自転車の安全な乗り方等の周知を図った。 ・潮見中学校区の山手小学校、岩園小学校、朝日ヶ丘小学校の通学路点検を関係機関と連携して実施し、危険箇所の安全対策について協議した。 （青少年愛護センター） 中学校区青少年健全育成推進会議において、芦屋市薬剤師会会長を講師に迎え、市販薬のオーバードーズに関する研修を実施した。 （地域経済振興課） ・市立中学3年生に啓発パンフレット「ネット・スマホのトラブルから身を守るために」の配布（7月） ・県立芦屋高等学校の2年生の授業に参加し、若者向け消費生活出前講座を実施。（9月） ・芦屋市二十歳のつどいにて、契約のルールやよくあるトラブル事例などを掲載している啓発パンフレットを配布。（650部）	624	429	B	（ほいく課） ・各施設で、年2回程度様々な状況を想定し、防犯訓練を行い、実施内容の振り返りを行うことで安全意識の向上につなげることができた。 ・「こどもぼうさい」を5歳児が在園する施設に配布することで、防犯意識や危険回避の意識の向上につなげることができた。 ・交通安全教室を市立認定こども園・保育所において継続参加実施し交通ルールの周知を図ることができた。 （保健安全・特別支援教室課） ・「子どもを守る110番の家・店」について広く周知を図った。 ・全ての小学校で防犯教室を実施し、児童の危険回避等への安全意識向上を図ることができた。 ・全ての学校園（幼稚園5園、小学校8校、中学校3校）で交通安全教室を実施し、幼児児童生徒に対する交通ルールや自転車の安全な乗り方等の周知を図ることができた。 ・PTAをはじめとした学校関係者、警察等の関係機関と連携して、潮見中学校区の潮見小学校、打出浜小学校、浜風小学校の通学路点検を実施し、危険箇所の安全対策について建設的な協議を行うことができた。 （青少年愛護センター） 中学校区青少年健全育成推進会議に参加しているPTA関係者・青少年育成愛護委員に市販薬のオーバードーズに関する危険性を周知することができた。 ただ、中学校の業務が年々多忙になっていく中、中学校区青少年健全育成推進会議の開催自体が難しくなっていることが課題である。 （地域経済振興課） 成年年齢引き下げに伴い、若者向けに消費者啓発を行うことができた。若者がトラブルに巻き込まれないために、引き続き、啓発活動が必要と考える。	ほいく課 保健安全・特別支援 教室課 青少年愛護センター 地域経済振興課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R7事業実施目標	R7事業実施実績	R7歳出予算額 (千円)	R7歳出決算額 (千円)	所管課 評価	R7実施効果・課題	所管課
3-3 高 齢 者 の人権	①関係機関との連携を密にし、虐待の早期発見や詐欺の未然防止、成年後見制度の利用促進に努めるとともに、権利擁護支援センターや高齢者生活支援センターの相談窓口の周知と相談体制の充実に努めます。	16	権利擁護の理解や意識を高める取組の推進	・虐待対応にあたる高齢者生活支援センターや障がい者相談員、行政職員に向け、研修を引き続き実施し、高齢者・障がい者を権利侵害から守るための虐待対応の質の向上を目指す。必要に応じて対象者を選定しその他研修も実施する。 ・令和5年度に作成した、マニュアルについて普及啓発を実施する。 ・権利擁護支援者養成研修や権利擁護フォーラムを実施し、権利擁護について普及啓発を図る。	・行政等新任職員向け権利擁護研修を実施し、30人が参加した。 ・障がい者福祉サービス等従事者向け虐待防止研修を実施し、46人が参加した。 ・養護者による障がい者虐待の帳票研修を実施し、29人が参加した。 ・虐待対応従事者研修を実施し、51人が参加した。 ・終活についての研修を実施し、54人が参加した。（うち38人は一般市民） ・権利擁護支援者養成研修を全11日開催し、15人が受講した。（うち聴講生3人）令和7年より、行政職員や高齢者生活支援センター等の関係機関職員がスポットで聴講した。 ・養介護施設従事者等による高齢者虐待対応マニュアルを改訂した。 ・孤独・孤立をテーマにした権利擁護フォーラムを実施し、88人が参加した。	22,024	22,024	B	・行政職員や高齢者生活支援センター、障がい相談員に向け虐待対応研修を行ったことにより、高齢者・障がい者の権利を守るための具体的な対応方法について理解を深めることができた。 ・権利擁護フォーラムでは、学識経験者による講演や専門職等のさまざまな立場の方の対談から、身寄りがないこと等により孤独・孤立を感じ、生きづらさや悩みを抱えている方に対してのそれぞれの立場からできる支え合いについて、学びを深めた。 ・市民に向けて権利擁護支援者養成研修を開催し、権利擁護支援の担い手を養成し、地域における権利擁護意識の醸成に寄与した。また、令和7年より、行政職員や高齢者生活支援センター等の支援者がスポットで参加できるようにし、業務に必要な権利擁護知識の習得につながった。 ・養介護施設従事者等による高齢者虐待対応マニュアルを改訂したため、令和8年度に従事者や関係者に向けた研修を開催できるよう準備を進めている。	地域福祉課
	②高齢者生活支援センターをはじめ、社会福祉協議会、自治会、自主防災会、民生児童委員、福祉推進委員などとも連携し、高齢者を地域で見守り支援する体制づくりを進めます。	17	災害時の要配慮者支援の取組	（地域福祉課、高齢介護課、防災安全課） 関係機関との協議も踏まえ、防災と福祉の連携による個別避難計画の作成スキームを完成させるとともに、福祉専門職への周知を行う。	（地域福祉課・防災安全課） 防災と福祉の連携による個別避難計画について、スキームを検討しつつ、関係機関や地域住民等と協議しながら、モデルケース作成に向けて検討を行った。	1,281	794	B	（地域福祉課・防災安全課） 持続可能な防災と福祉の連携による個別避難計画の作成スキームを検討し、骨子は作成済みであるものの、地域住民等との調整に難航し、モデルケースの作成には至らなかった。当事者において個別避難計画作成の必要性が認識されていない場合があること及び地域支援者との調整などに時間を要することなどが、モデルケースの実施数が少なかった要因である。	地域福祉課 高齢介護課 防災安全課
		18	地域見守りネット事業	登録事業者を増加させ地域の見守りの輪を少しでも広げる。	定例会は設けていないが、事務局にて適宜対応している。令和7年度登録実績件数は、127件	0	0	B	当該事業を通じて、登録業者さんによる見守り活動を行っている。登録事業者数の増加により見守りの輪を広げる必要がある。	高齢介護課
	③認知症施策推進大綱に基づき、認知症高齢者を支援する体制づくりに努めるとともに、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を進めます。	19	認知症施策	（地域福祉課） 若い世代に講座を受講してもらえるよう、学校等への働きかけを継続する。また、受講後に地域活動へつながるよう、認知症地域支援推進員と連携しながら、ステップアップ講座等を活用した仕組みづくりを検討する。 （高齢介護課） ・正しい認知症理解に関する啓発活動に継続して、取り組む。 ・認知症に関する支援をスムーズに進められるよう、関係機関との連携強化を図る	（地域福祉課） ・認知症サポーター養成講座を14回実施し、延べ465人が受講。中学校での講座を実施し、若い世代への周知、啓発を行った。また、学童保育においても、認知症について周知啓発を実施した。さらに、3月に実施予定のステップアップ講座は12人が受講し、認知症地域支援推進員と連携して、ボランティア養成講座を実施することで、講座受講者が地域活動へつながるよう工夫した。認知症サポーター養成講座の実施以外にも、あしやホスピタルフェスタや図書館で認知症啓発にも取り組んだ。 （高齢介護課） ・若年性認知症ネットワーク会議を開催し、令和5年度に作成した受付表をもとに、ケース検討を開催した。またケースより抽出した地域課題についても検討を行った。 ・認知症の正しい理解の普及に向け、市民向けの研修会の開催を1回行い、159人の参加があった。 ・認知症地域支援推進員設置事業の中で、認知症カフェの運営支援（通年）、アルツハイマーデーに合わせたイベントの開催（9月）、医療機関との連携構築や事例検討会（年5回）等を行った。	9,440	9,242	B	（地域福祉課） 小中学校での講座を開催し、若年層を含めた幅広い世代への周知啓発を実施した。また、認知症地域支援推進員と連携し、ステップアップ講座でボランティア講座を実施することで、受講後に地域で活動できるような取組を行うことができた。今後も、幅広い年代に向けた講座の実施・啓発ができるよう周知先の検討等が必要である。 （高齢介護課） ・認知症に対する正しい理解が進んでいない部分もあり、認知症を他人事から自分事になるよう、啓発活動の継続が必要である。 ・若年性認知症に関して、相談にまで至っておらず、早期発見や早期支援に繋げるような取組が必要である。	地域福祉課 高齢介護課
	④高齢者の自立と社会参加、就労の機会や環境を整えることの必要性について周知・啓発し、生きがいの増進に努めます。	20	高齢者雇用に関する制度の周知・啓発	・継続してシルバー人材センターの運営費を補助する。 ・シルバー人材センターと市で場を設け、意見交換を行う。 ・本庁舎の展示スペースにおいてシルバー人材センターの活動の周知を行い、会員募集に繋げる。	・継続してシルバー人材センターの運営費を補助した。 ・シルバー人材センターの総会（年1回）を実施。 ・本庁舎の展示スペース、福祉センターのエントランスにおいてシルバー人材センターの活動の周知を行った。	20,000	20,000	B	展示スペースにおいてシルバー人材センターの活動の周知を行うことにより、会員募集に繋げることができている。	高齢介護課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R7事業実施目標	R7事業実施実績	R7歳出予算額(千円)	R7歳出決算額(千円)	所管課評価	R7実施効果・課題	所管課
3-4 障がいのある人の人権	①「障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」を広く周知し、障がい及び障がいのある人に対する理解の促進を図り、差別のない共生社会の実現を目指します。	21	条例による取組の推進	・芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例を、市ホームページ、障がい福祉ポータルサイト「あしやねっと♪」、条例啓発リーフレット「お互いを支えあい思いやるまちあしや」等を通じて周知を図る。 ・合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動を実施する。 ・市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組（合理的配慮の提供を目的とした物品購入費、工事施工費、手話通訳者等の派遣費用や障がい理解につながる研修費用等の一部助成）を、継続して実施し、より利用しやすくする。 ・障がいのある人に対して配慮を行っている市内店舗等に、「芦屋市みんなにやさしいお店」事業への登録を促し、その取り組み等を市ホームページや公式Instagramに掲載し周知することで、合理的配慮についても周知を図り、障がいのある人の社会参加を促していく。	・芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例を、市ホームページ、障がい福祉ポータルサイト「あしやねっと♪」に掲載し周知を図った。 ・合理的配慮提供支援事業を実施し、市内民間事業者に対して、1件（計200,000円）の助成を行った。 ・芦屋市みんなにやさしいお店登録事業を実施し、新たに1店舗から登録があり、市内の登録店舗数が合計で35店舗になった。 ・市内のイベントや商工会・医師会等を通じたチラシ配布、福祉センターでのエントランスパネル展示、広報あしや特集号への掲載、芦屋市みんなにやさしいお店公式Instagramへの掲載等を通じて、合理的配慮提供支援事業及び芦屋市みんなにやさしいお店登録事業の周知を図った。	1,600	200	B	・様々な機会をとらえて条例の周知啓発を行ったことで、より多くの人に条例や合理的配慮について理解してもらうことができた。 ・合理的配慮提供支援事業及び芦屋市みんなにやさしいお店登録事業については、昨年度より多様な方法で周知を図り、事業としては継続的に実施できたが、申請件数は伸び悩んだ。民間事業者からより多くの申請を促進するため、更なる周知が必要。	障がい福祉課
	②子どもの頃から障がいのある人に対する理解を深め、心のバリアフリーを育む教育を進めます。	22	福祉教育の推進	小学校の総合的な学習において、視覚に障がいのある方の話を伺ったり、用具を見たり使ったりする機会を設ける。また、アイマスクをつけて実体験をしたり、車いすに乗る立場、後ろから押す立場など、どちらも経験したりすることを通して、障がい者理解を深める。	福祉教育を総合的な学習のカリキュラムに位置付けて、各学校の実情に応じて実施した。学校によっては視覚障がい者、聴覚障がい者、身体障がい者の方の話を伺ったり、アイマスク体験、点字体験、車いす体験等を行ったりして障がい者理解を深めた。	0	0	B	障がいについて本や映像で学習できることもあるが、実際に当事者の方のお話を伺ったり体験をしたりすることで普段は気付かない社会的障壁に気付くことができた。一部の学校では教員研修として当事者の話を聞いて、児童生徒への指導に活かすことができた。	学校支援課
	③障がいのある人もない人も共に参加できる地域での交流活動などを通して、相互理解を進めます。	23	交流活動による啓発	・様々な団体等と協働し、障がいのある人もない人も参加できるイベント等を開催する。 ・芦屋市みんなにやさしいお店登録事業について、登録店舗数を増やし、障がいのある人となない人が交流できる場を増やしていく。	・『説明会の会場をぐるっと回れば、芦屋市の障がい福祉に関することが「まるっと」わかる説明会』として、「まるっと説明会」を実施した。 ・芦屋市みんなにやさしいお店登録事業を実施し、新たに1店舗から登録があり、市内の登録店舗数が合計で35店舗になった。	0	0	B	・様々な団体等と協働し、障がいのある人もない人も参加できるイベントを実施することができた。 ・芦屋市みんなにやさしいお店登録事業については、事業としては継続的に実施できたが、申請件数は伸び悩んだ。更なる周知が必要。	障がい福祉課
	④事業者が合理的配慮の提供を行うことができるよう、合理的配慮の提供支援に関する施策を実施します。	24	合理的配慮の提供支援	(No.21の再掲)	(No.21の再掲)	1,600	200	B	(No.21の再掲)	障がい福祉課
	⑤相談窓口の周知に努めるとともに相談体制の充実を図ります。	25	障がい者相談支援事業	(障がい福祉課・地域福祉課) ・地域の身近な相談窓口として、相談から一貫した支援を実施できるよう、関係機関と連携し、相談支援の充実を図る。 ・困難化・複雑化している相談（課題複合型）について他部署・他機関と連携を図るとともに、会議などで課題を抽出し、介入困難ケースの対応にあたる。	(障がい福祉課・地域福祉課) ・福祉センターにおいて、相談支援事業・障がい者基幹相談支援センター事業を実施した。 ・地域における相談支援の中核的な役割を果たしている障がい者基幹相談支援センターと毎月1回定例会を実施し、障がい者基幹相談支援センターで実施している事業等の進捗管理を行った。	54,293	54,293	B	(障がい福祉課・地域福祉課) 相談支援事業については特に問題なく実施できたが、相談件数の増加が増加しているほか、相談内容の困難化・複雑化により介入困難ケースが増加している。	障がい福祉課 地域福祉課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R7事業実施目標	R7事業実施実績	R7歳出 予算額 (千円)	R7歳出 決算額 (千円)	所管課 評価	R7実施効果・課題	所管課
3-5 同和問題（部落差別）	①偏見や差別意識の解消に向けて、同和問題（部落差別）に対する正しい理解と認識が得られるよう周知活動、啓発活動を進めます。	26	同和問題（部落差別）に対する啓発	（上宮川文化センター） 同和問題（部落差別）に対する正しい理解と認識が得られるよう周知活動、啓発活動に取り組む。 （人権・男女共生課） 講演会や啓発映画会などの人権啓発事業を実施する際に周知・啓発を行う。	（上宮川文化センター） ・上宮川文化センター内の掲示板に「部落差別の解消の推進に関する法律」をはじめ人権啓発のパネルやポスターを掲示した。 ・図書室に人権図書を配架した。 （人権・男女共生課） 人権啓発事業を実施した際、法務省作成の部落差別解消法のチラシを配布した。	115	60	B	（上宮川文化センター） 掲示板に人権に関するパネルやポスター、「部落差別の解消の推進に関する法律」の掲示や人権図書を配架することで、来館された方の目に届き、周知活動ができた。 （人権・男女共生課） 同和問題（部落差別）をテーマとした啓発事業を実施する際に継続して啓発を行う必要がある。	上宮川文化センター 人権・男女共生課
	②学校教育においては、これまでの取組の成果を踏まえ、学習内容、指導方法を工夫しながら人権教育に取り組みます。	27	同和問題（部落差別）に対する教育	同和問題をめぐる人権侵害が今なお存在する事実に向き合うことを通して、教職員が同和問題を重要な人権課題としてとらえ、地域の実情をふまえながら部落差別の解消に向けた教育と啓発を進める。	・学校の人権教育計画（基本方針）に「同和問題」を位置付け、同和問題をめぐる人権侵害が今なお存在する事実に向き合う教育・学習の充実を図った。 ・「同和問題」を人権教育の主課題として設定し、教職員が同和問題を重要な人権課題としてとらえ、地域の実情をふまえながら部落差別の解消に向けた教育と啓発に計画的に取り組んだ。	0	0	B	・学校の人権教育計画（基本方針）に「同和問題」を位置付け、同和問題をめぐる人権侵害が今なお存在する事実に向き合う教育・学習の充実を図ることができた。 ・「同和問題」を人権教育の主課題として設定し、教職員が同和問題を重要な人権課題としてとらえ、教科等の学習において部落差別の解消に向けた教育と啓発に計画的に取り組むことができた。 ・同和問題の歴史的な背景について教職員自身が学び続けることが必要。	学校支援課
	③人権啓発・住民交流の拠点施設である上宮川文化センターを中心に、地域での相談事業や人権学習、交流活動に取り組みます。	28	隣保館事業	同和問題をはじめ、あらゆる人権課題を含めた相談業務を実施する。 地域交流をすすめ、同和問題の理解をより一層深めていく。	・同和問題をはじめ、あらゆる人権課題を含めた相談業務を実施した。 ・体操や、アロマヨガ、民謡、民踊等を行い、健康増進を図りながら交流活動に取り組んだ。 ・ヒューマンライツシアター（全3回）参加者：329人 ・ワンコインシアター（全4回）参加者：336人 ・人権啓発講演会（全2回）参加者：110人	3,592	2,479	B	相談事業や各事業を行うことで人権学習、地域交流ができた。	上宮川文化センター
	④住民票等の不正請求・不正取得により市民の人権が侵害されないよう、「本人通知制度」の周知と適正な運用を行います。	29	「本人通知制度」の周知・運用	・本人通知制度のオンライン申請を実現し、ホームページで周知する。 ・住民票、戸籍等証明書の交付請求書にオンライン申請のQRコードを掲載し、広く周知に努める。 ・引続き適正な運用に努め、登録者数の増加を目指す。	・本人通知制度のオンライン申請を実現した。（オンライン申請28人） ・住民票、戸籍等証明書の交付請求書に、新たにオンライン申請のQRコードを掲載した。 ・啓発グッズとしてポケットティッシュを作成し、啓発チラシとともに、芦屋市二十歳のつどいや人権啓発行事等でティッシュ約1,530個、チラシ約1,200部を配布して周知を図った。 ・令和7年度末時点登録者数：1,549人	0	0	B	・前年度からの啓発活動に加え、新たな申請方法であるオンライン申請を広く周知した結果、令和7年度末時点登録者数が前年度と比べて83人増加した。 ・本人通知制度を実施していること自体が不正請求の抑止力となるので引き続き請求者への周知に努める。 ・本人通知制度登録者の増加が、不正請求の抑止力を高めることに繋がるので、引続き適正な運用を行うとともに周知に努める。	市民課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R7事業実施目標	R7事業実施実績	R7歳出 予算額 (千円)	R7歳出 決算額 (千円)	所管課 評価	R7実施効果・課題	所管課
3-6 外国人の人権	①外国人に対する偏見や差別意識を解消するために、文化・生活習慣の多様性を尊重する人権意識の高揚についての教育・啓発を推進します。	30	多様性を尊重する人権意識の教育・啓発	(人権・男女共生課) 講演会や啓発映画会などの人権啓発事業を実施する際に周知・啓発を行う。 (国際文化推進課) 多文化理解事業の実施	(人権・男女共生課) ・啓発映画会にて法務省が作成した啓発チラシを配布した。 ・庁内に法務省が作成したポスターを掲示し、啓発を図った。 (国際文化推進課) ●多文化理解講座17回実施 ・ポジティブヨガ(ウクライナ)9人 ・BBQ for 多文化Kids&Parents(米国、フィリピン、ペルー、ブラジル、中国、ウクライナ)27人 ・再度山・布引ハイキング(米国、インド、イスラエル、ドイツ、フランス、イラン、英国、メキシコ)13人 ・ハンドメイドクリスマスツリー(ペルー、インド、アメリカ、イギリス、フィリピン)7人 ・プレイ・ワールド!世界のあそび(中国、ペルー、ニュージーランド、アメリカ)17人 ・防災ツアーと非常時BBQ体験(韓国、中国、フィリピン)11人 ・災害時多言語避難所巡回訓練(アメリカ・中国・フィリピン)10人 ・マタニティ&ベビーフェスタ(中国・イギリス・ペルー・コスタリカ・フランス)5人 ・英語母語教室 12回(フィリピン、アメリカ、インド) ・中国語母語教室(中国) ・市内小・中学校での多文化共生理解事業 -山手中学校ESS部(カナダ・アメリカ)25人 -潮見中学校(スペイン、バングラデシュ、イギリス、インド、ペルー)中学2年生 -山手中学校(バングラデシュ、イギリス、ニュージーランド、ペルー、アメリカ、コスタリカ)中学2年生 -山手中学校ESS部(イギリス)10人 -山手小学校(アメリカ、イギリス、オーストラリア)小学6年生 -朝日ヶ丘小(アメリカ、イギリス)小学6年生 -精道中学校(バングラデシュ、イギリス、アメリカ、イラン、スペイン)中学3年生 ●日本語教育体制づくり事業 ・日本語講座 計4回実施 外国人:127人、日本人:94人 ●市民意見交換会 計2回実施(アメリカ、イギリス、オーストラリア、中国、バングラデシュ、フィリピン、カナダ、エルサルバドル)16人	3,124	2,689	A	(人権・男女共生課) 外国人の人権をテーマとした啓発事業を実施する際などに継続して啓発を行う必要がある。 (国際文化推進課) 多文化について理解する機会を設けることができた。市民同士のつながりが形成され、コミュニティの活性化につながっている。引き続き多くの外国人市民の活躍の場所を提供していきたい。	人権・男女共生課 国際文化推進課
	②ヘイトスピーチは、人権侵害であり、許されないものであるという認識を広めるための啓発を行います。	31	ヘイトスピーチに対する啓発	・人権講演会や啓発映画会などの人権啓発事業を実施する際に法務省が作成した啓発チラシを配布する。 ・庁内に法務省が作成した啓発ポスターを掲示する。	(No.30の一部再掲) ・啓発映画会にて法務省が作成した啓発チラシを配布した。 ・庁内に法務省が作成したポスターを掲示し、啓発を図った。	0	0	B	(No.30の一部再掲) 外国人の人権をテーマとした啓発事業を実施する際などに継続して啓発を行う必要がある。	人権・男女共生課
	③外国人児童生徒等に関わる教育指針に基づき、すべての児童生徒等が互いに尊重し、外国人児童生徒等が自らの進路を切り拓いていける力を育みます。	32	外国人児童生徒等に対する教育支援事業	・市内に配置している日本語指導ボランティアを対象に、初期日本語教室の指導のノウハウを共有する研修を開催する。 ・初期日本語指導教室に日本語教師の資格を持ったボランティアを5人配置する。(潮見小・朝日ヶ丘小) ・芦屋市日本語指導者養成研修を年8回実施し、のべ160人の参加を目指す。 ・子どもの実態把握、校内体制整備など市全体で進める。 ・多言語翻訳アプリを導入し、学習習得、母語保障、日本語獲得の面での効果検証を進める。 ・今年度から新しく、日本語指導コーディネーターが配置される。週4日の巡回指導をしながら、配慮のいる児童を中心に日本語支援・学習支援を行う。また、コーディネーターを中心に指導法の研究・打合せを丁寧に行い、指導法を確かなものにしていく。	・初期日本語指導教室の運営について、日本語支援コーディネーター(6人)を中心に学期に1度支援員が集まって協議し、効果的な支援方法を探ることができた。 ・令和6年度に引き続き、年間を通して有識者を講師に迎え、年間8回の令和7年度日本語指導指導者養成研修を行った。【参加者30人】また、令和7年度の研修では、多文化共生教育担当者だけでなく、日本語指導ボランティアや日本語支援に関心のある教職員等にも周知したことで、多くの参加者の学びの機会となった。【参加者11人】【参加者合計41人】【のべ人数116人】 ・多文化共生担当者会では、各校の外国人児童生徒数や日本語指導が必要な児童生徒数等の実態について交流し、校内の支援体制整備についての課題を共有することができた。【年3回】 ・多言語翻訳アプリ(ポケットーク)を導入し、児童生徒30人、教員16人が利用した。母語支援のツールとして学習やコミュニケーションの際に役立てることができた。 ・令和7年度より日本語指導コーディネーターを配置したことにより、市内統一の個別の指導計画の様式作成や支援員とと担任とが対象児童生徒の実態を共有する「あゆみ」の導入等、指導の継続性や一貫性を強化する取り組みができた。	12,891	9,933	B	・児童生徒数の増加により、初期日本語指導教室の指導者の増員だけでなく、日本語指導が必要な全ての児童生徒が参加することができなかった。運営や支援方法について継続して検討が必要である。 ・令和7年度の初期日本語指導教室は、山側校区と海側校区を拠点として開設した。初期日本語指導が必要児童が年々増加し、支援員の継続した人員確保が課題となっている。 ・児童生徒の通級については、放課後の時間利用や保護者の送迎について課題があり、対応が求められる。 ・日本語指導を必要とする児童生徒の数が増加傾向にあり、支援人材の確保・育成が急務である。 ・日本語支援が必要な中学生の進路保障についての課題がある。外国籍児童生徒の保護者へは、早い段階で日本の高校入試制度についての説明と進学の選択肢についての情報提供が必要である。	学校支援課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R7事業実施目標	R7事業実施実績	R7歳出予算額(千円)	R7歳出決算額(千円)	所管課評価	R7実施効果・課題	所管課
④子どもたちも含めた外国や外国人との交流を進めることなどにより、異文化に対する理解や関心を高め国際社会への視野を拡げます。		33	国際理解教育推進事業	・外国語活動担当者会を年3回程度実施し、外国語の指導と評価について研修を深め、市としての基準のようなものを作成する。 ・小学校と中学校の外国語教育の連携について研究する。 ・子どもたちの「国際教養力」を育むために海外の同世代の子どもたちとの英語によるコミュニケーションを通して、英語学習への動機づけ、異なる文化・価値観に触れ、心が揺さぶられる原体験の機会を作る。 ・小学校外国語活動推進事業において、英語が堪能な地域人材を、小学校英語力アップ事業において、ALTを配置する。 ・国際交流協会等の関係機関と連携し、児童生徒が外国人と交流して異文化理解を深める場をつくる。 ・市内の小中学生から希望者を募り、英語でのオンライン交流事業を行う。自国及び他国の社会や文化への理解を深められるような内容とする。 ・市内のALTを集合配置し、子どもたちと交流する機会を設ける。	・小中連携と授業推進を目的として、小中合同外国語活動、外国語科担当者会を年間3回実施した。年間指導計画や評価の方法について交流したり、市内の英語科に関連する研究授業について情報を集約し、市内教職員へ周知したりすることができた。指導案や教材素材等の資料について情報提供し、授業推進を働きかけた。 ・英語が堪能な地域人材を小学校3・4年生の外国語活動を対象に各校に1人配置した。【配置8人】 ・英語力アップ事業において、小学校5・6年生を対象にALTを配置した。【配置4人】 ・国際文化推進課と連携し、小学校の外国語授業や中学校の国際理解推進のために、地域在住の外国人を派遣し、交流を通して異文化理解を深める機会をつくった。【派遣人数32人】 ・小学校5・6年生、中学生を対象にオンライン海外交流を実施した。36人の児童生徒が参加し、フィリピン現地校の子どもたちとタブレットを利用した海外交流の機会をもつことができた。【交流回数2回】 ・市内1中学校での外国語授業研究の実施。 ・市内8小学校にALTを集合配置し、インタビュー等の交流を行った。また、市内1小学校の校外学習にALTが引率し交流を深める取り組みを行った。	17,750	15,341	B	・新学習指導要領に沿った指導と評価を引き続き研究する必要がある。 ・令和7年度は、小学校高学年、中学生を対象にオンライン国際交流を実施した。同年代の現地の児童と交流する機会を持つことは、国際理解を促進し、英語学習への興味関心を高める効果があり、来年度もぜひ取り組みたいという声が多かった。	学校支援課
		34	国際交流に関する事業	(No.30の一部再掲) 多文化理解事業の実施	(No.30の一部再掲) 多文化理解事業の実施	3,124	2,789	B	(No.30の一部再掲) 多文化について理解する機会を設けることができた。市民同士のつながりが形成され、コミュニティの活性化につながっている。引き続き多くの外国人市民の活躍の場所を提供していきたい。	国際文化推進課
	⑤潮芦屋交流センターを拠点として、日本語教室や在住外国人への情報提供を通して異文化交流を進めます。	35	外国人への日本語学習支援教室の実施	(国際文化推進課) 指定管理事業(参加者数) ・指定管理者の実施計画による目標数値 日本語教室(大人対象)週4日全5クラス、1600人(講師含む) 日本語教室(子ども対象)週1日全1クラス、440人(講師含む) ブラッシュアップ研修47人(講師含む) (公民館) 全45回、日本文化に触れながら学習者・支援者の横のつながりを持てるような会として、七夕会などを継続して開催予定。 特に支援者のスキルアップにつながるよう事務局として支援したい。芦屋市国際交流会や芦屋市国際文化推進課のブラッシュアップ勉強会などは積極的に参加させていただきたい。	(国際文化推進課) 指定管理事業(参加者数) 日本語教室(大人対象)週4日全5クラス 1,492人(講師含む) 日本語教室(子ども対象)週1日全1クラス 443人(講師含む) 日本語ボランティア養成講座・ブラッシュアップ研修 293人(講師含む) やさしい日本語講座 13人(講師含む) (公民館) 全48回実施。トータル受講者数54人。 ボランティア支援者による七夕祭りイベントでは、スピーチ大会を実施し、受講者が日頃の学習成果やそれぞれの思いを日本語で発表した。 また、新年会では、日本の伝統的なお正月遊びを体験する機会を設け、日本文化に触れ好評を得た。 近年、芦屋市においては外国人住民が増加しており、日本語学習とあわせて、日本人との価値観の違いや相互理解を深める機会の重要性が高まっている。 本学級では、日本語の習得に加え、日本の文化や生活上のルールについても学べるよう、日々の学習の中に取り入れながら実施。	30	29	A	(国際文化推進課) 引き続き外国人住民やその支援者へのサポートを継続していく。 (公民館) 多くの外国人の生活基礎能力の向上に向けて、ボランティア支援者が継続的に支援を行っている。その結果、留学生をはじめとする受講者の日本語能力やマナーの向上が見られ、就職につながるなどの成果も現れている。 一方で、受講希望者の増加や支援内容の多様化に伴い、ボランティア支援者の負担が増加しており、申し込み希望者の増加により、その対応にも多くの時間を要している状況。 さらに、ボランティア支援者内部においても、創始者メンバーと新規メンバーの間で、本学級の価値観や活動方針を共有し、より良い学習環境を提供していくことが課題となっている。 今後は、持続可能な運営体制の構築や支援者の負担軽減に加え、支援者間の連携強化や意識共有の機会づくりが必要であると考えられ、芦屋市や市内の他の教室とも情報を共有し、運営していくことが重要である。	国際文化推進課 公民館
		36	多言語での情報発信	・多言語情報配信クラウドサービスの利用・周知及びホームページの充実 ・希望する外国人住民へメール・LINE配信	・多言語情報配信クラウドサービスを利用し広報を行った。利用者の拡充と各課での登録促進が課題。 ・希望する外国人住民へメール・LINE配信を実施した。	3,189	2,057	B	・多言語情報配信クラウドサービスの利用・周知及びホームページの充実 ・希望する外国人住民へメール・LINE配信	国際文化推進課
		37	やさしい日本語の普及	多文化理解研修の実施	外国人の人権研修、新人研修、実践やさしい日本語研修を実施	0	0	B	庁内研修を行うことで、職員へのやさしい日本語の啓発を行った。	国際文化推進課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R7事業実施目標	R7事業実施実績	R7歳出予算額 (千円)	R7歳出決算額 (千円)	所管課 評価	R7実施効果・課題	所管課
		38	三者間通話システム	外国人からの119番通報に対する的確な対応及び災害現場でのシステム活用について職員への周知の徹底を図る。 ※三者間以外のシステムも含め、債務負担行為を行っているため、三者間通話システムだけの単年度の金額を出すことができない。	通訳件数10件	※	※	B	実報件数は少ないがシステムは有効に活用できている。人事異動に伴い指令業務に携わる職員が変更となるため継続的な研修が必要である。	消防本部警防課
		39	災害時の在住外国人への支援	(国際文化推進課) 外国人住民対象の防災研修及び日本人対象の在住外国人支援研修の実施	(国際文化推進課) (No.30の一部再掲) ・災害時多言語避難所巡回訓練(アメリカ・中国・フィリピン)10人 ・防災ツアーと非常時BBQ体験(韓国、中国、フィリピン)11人	132	132	B	(国際文化推進課) 外国人向けの防災講座の実施回数を2回に増やした。依然として参加者が少ないことから、少しでも多くの方に参加していただけるよう内容・周知を工夫していく。	国際文化推進課 防災安全課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R7事業実施目標	R7事業実施実績	R7歳出 予算額 (千円)	R7歳出 決算額 (千円)	所管課 評価	R7実施効果・課題	所管課
3-7 情報化などに伴う人権侵害	①家庭や人権擁護委員など関係機関と連携し、情報収集や発信における個人の責任や情報モラルについて、子どもを含めた教育・啓発を推進します。	40	情報モラル教育・啓発の実施	（打出教育文化センター） 引き続き、情報モラルについて、児童生徒及び家庭に対して啓発をしていく。特に保護者に対しては、教職員と同様の研修を受講してもらうなどの方法を取り、家庭・学校の両面から児童生徒の情報モラル等の育成を進める。 （青少年愛護センター） 愛護委員会主催で、情報収集・発信における個人の責任や情報モラルについての研修を開催するように促していく。 （人権・男女共生課） ・人権擁護委員や法務局と連携し、要請があった場合には、市内小中学校でスマホ・ケータイ人権教室を実施する。 ・「情報化などに伴う人権侵害」をテーマとした講演会を実施する。アンケートの結果、講演会に参加して人権問題に関して関心が深まったと回答する人を80%以上にする。	（打出教育文化センター） 1人1台端末付与に関するお知らせを各家庭に配布し、端末の基本的な使い方、ルール、注意点について啓発することができた。また、「ひょうごGIGAワークブック」の監修もされている講師をお招きして、「SNSとの付き合い方～大人と子どもはなぜズレるのか～」と題して、なぜSNSでトラブルが発生するのかを子どもたちの目線で教職員の研修を保護者にも参加していただき実施した。 （青少年愛護センター） 愛護委員会主催で、情報収集・発信における個人の責任や情報モラルについての研修を開催するように促した。 （人権・男女共生課） ・人権擁護委員及び法務局と連携し、インターネットと人権をテーマにした人権教室を実施した。 実施校：朝日ヶ丘小学校 2～6年生及び保護者 510人、浜風小学校 1～6年生 320人 ・「情報化などに伴う人権侵害」をテーマ、日々の生活と人権を考える集い2025（人権講演会）を実施した。 アンケートの結果（講演会に参加して人権問題に関して関心が深まったと回答した人）100%	443	338	A	（打出教育文化センター） 情報モラルについて、児童生徒及び家庭に対して様々な場面において啓発をしていく。特に保護者に対しては、教職員と同様の研修を受講してもらうなどの方法を取り、家庭・学校の両面から児童生徒の情報モラル等の育成を進める。 （青少年愛護センター） 愛護委員会が研修を開催することが難しいため、新たな方法を検討する必要がある。 （人権・男女共生課） ・スマホ・ケータイ人権教室を引き続き実施していく必要がある。 ・アンケートの結果、講演会に参加して、人権問題に関して関心が深まったと回答する人が100%だったことから、啓発効果が大きいにあったと考える。	打出教育文化センター 青少年愛護センター 人権・男女共生課
	②インターネットにおける差別的な書き込み等の人権を侵害する情報の掲載について、関係機関と連携し、早期発見や適切な対応に努めます。	41	インターネット・モニタリング事業	定期的にモニタリングを行い、差別的な書き込みを発見した場合は、法務局等と連携し、削除依頼を行う。	インターネット・モニタリングを行い、差別表現の発見に努め、サイト運営者等に削除依頼を行った。	0	0	A	・現状においても、インターネットの悪用による差別表現が見られるため、継続してモニタリングを行っていく必要がある。 ・各種調査を追加し、実施することができた。	人権・男女共生課
	③市の各種広報について、人権の視点から検証し、適切な情報提供を図ります。	42	人権の視点に立った適切な情報発信	継続して、人権の視点に立ち、適切な情報発信を行う。	新任職員研修などで職員向けのマニュアルの周知を行い、広報紙やホームページ等の作成にあたって、人権の観点から使用することが好ましくない用語を使用しないよう啓発を行った。	0	0	B	使用することが好ましくない用語等の検証を随時行い、周知していく必要がある。	人権・男女共生課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R7事業実施目標	R7事業実施実績	R7歳出予算額(千円)	R7歳出決算額(千円)	所管課評価	R7実施効果・課題	所管課
3-8 性的マイノリティの人権	①誰もが自分の性（セクシュアリティ）を尊重され、自分らしく生きることのできる社会をつくるため、性の多様性など性に対する正しい知識や理解が深まるよう教育・啓発を進めます。	43	性的マイノリティに関する教育・啓発	（人権・男女共生課） ・プライド月間（6月）や講演会、映画会等機会を捉えて、市民、事業所及び職員に対して、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度やLGBT（セクシュアルマイノリティ）電話相談を周知し、理解を深める。 （学校支援課） LGBTQ等性的マイノリティの人権課題に対して、正しい知識と理解を深めることのできる教材研究、授業実践を進める。	（人権・男女共生課） ・プライド月間（6月）に分庁舎にて展示を実施し、市民や職員に対して周知を図った。 ・啓発映画会などの人権啓発事業や二十歳の集いで、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の啓発チラシを配布し、事業者及び市民への周知を図った。 （学校支援課） ・学校の人権教育計画（基本方針）に「男女共生教育」（ジェンダー平等教育）を位置付け、LGBTQ等性的マイノリティの人権課題に対して、正しい知識と理解を深めることのできる教材研究、授業実践を進めた。 ・「性的マイノリティの人権」を人権教育の課題として設定し、教科学習や総合的な学習等において人権学習に計画的に取り組んだ。	150	15	A	（人権・男女共生課） 多くの人々に性的マイノリティに関する理解を深めてもらうために、各種イベント等で、引き続き啓発を行っていく必要がある。 （学校支援課） 学校の人権教育計画（基本方針）に「男女共生教育」（ジェンダー平等教育）を位置付け、LGBTQ等「性的マイノリティの人権」をテーマとした人権学習に教科学習や総合的な学習等において計画的に取り組むことができた。	人権・男女共生課 学校支援課
	②公文書等における不要な性別記載の削除を進めます。	44	申請書等の不要な性別記載欄の削除。	・継続して、申請書等における不要な性別記載欄の削除を行う。 ・新規に作成する申請書等は、性別記載欄が不要なものは、性別記載欄を設けないようにする。	・性別記載欄の削除が可能な申請書等において、性別記載欄の削除を行った。 ・削除可能な申請書等：104件 削除済：104件（削除率：100%） （性別欄の記載はあるが、記入しないように対応しているものを含む） ※令和6年度 削除可能な申請書等：97件 削除済：96件（削除率：99%）	0	0	A	継続して削除依頼を行ったところ昨年度と比較して、削除した申請書等の件数が増えた。	人権・男女共生課
	③性的マイノリティ当事者や家族、教職員などからの相談に対応するため、相談窓口の周知を図ります。	45	専門相談員によるLGBT（セクシュアルマイノリティ）電話相談の周知	・講演会や啓発映画会など人権啓発事業を実施する際にLGBT（セクシュアルマイノリティ）電話相談の周知をする。 ・市内の公共施設に相談カードを配架するとともに、市立中学校1年生を対象に、相談カードを配布し、周知を図る。 ・専門相談員と連携して実施していく。	・啓発映画会などの人権啓発事業や二十歳の集いでLGBT（セクシュアルマイノリティ）電話相談のチラシを配布し周知を図った。 ・市内の公共施設に相談カードを配架するとともに、市立中学校1年生を対象に、相談カードを配布し、周知を図った。相談件数：47件（令和6年度：53件） ・LGBT電話相談のチラシを学校園、事業所及び公共施設等へ配布し、周知を図った。	435	402	B	・様々な事業において周知できたため、引き続き市内、市外から多くの相談が寄せられた。 ・専門相談員と相談者との間に信頼関係が築けており、様々な事例に対しての相談に対応できている。今後も、専門相談員と連携して性的マイノリティの当事者に寄り添った相談を継続していく必要がある。	人権・男女共生課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R7事業実施目標	R7事業実施実績	R7歳出予算額(千円)	R7歳出決算額(千円)	所管課評価	R7実施効果・課題	所管課
3-9 感染症患者などの人権	①各感染症についての正しい知識を普及するとともに、世界エイズデー＊やハンセン病を正しく理解する週間などを中心に、啓発を進めます。	46	各感染症についての正しい知識の普及	(こども家庭・保健センター) 引き続き、「HIV感染」に限らず、各感染症について正しい知識を身につけ、当事者の人権について理解が促進されるようホームページでの情報提供やポスターの掲示、パンフレット等啓発媒体の設置を継続して実施する。 (人権・男女共生課) 研修をはじめ、歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発を行う。	(こども家庭・保健センター) 「HIV感染」に限らず、各感染症について正しい知識を身につけ、当事者の人権について理解が促進されるようホームページでの情報提供やポスターの掲示、パンフレット等啓発媒体の設置を行った。 (人権・男女共生課) ハンセン病について正しい知識と理解を深めるホームページを公開し、啓発を行った。	0	0	B	(こども家庭・保健センター) 「HIV感染」に限らず、「新型コロナウイルス感染症」など各感染症について、正しい知識を身につけ、当事者の人権について理解が促進されるよう、引き続き、周知・啓発していく必要がある。 (人権・男女共生課) 引き続き、効果的な啓発方法を検討していく必要がある。	こども家庭・保健センター 人権・男女共生課
	②学校教育において、感染者等に対する差別・偏見を持つことの無いよう発達段階に応じた正しい知識を身に付けるよう取り組みます。	47		小学校では生活科や保健、中学校では保健体育科を中心に感染症についての授業を実施し、児童生徒に感染者等に対する差別・偏見を持つことの無いよう発達段階に応じた正しい知識を身に付ける。	それぞれの小中学校において、児童生徒が感染症についての正しい知識を身に付けることができるよう授業を行った。	0	0	B	学習指導要領に基づいた授業を実施し、児童生徒が正確な知識を得ることができたと考えられる。	保健安全・特別支援教育課
3-10 犯罪被害者などの人権	①犯罪被害者等の人権について、広く啓発を図るとともに、犯罪被害者等の支援制度の周知に努めます。	48	犯罪被害者等人権についての啓発、犯罪被害者等の支援制度の周知	・犯罪被害者週間の時期に職員研修(12月予定)を実施する。 ・広報紙掲載による周知・啓発活動を行う。	・「事件から15年 犯罪被害者遺族の声を聴く」をテーマに、実際に犯罪被害に遭われた方の家族を講師に招き、市職員向けの人権研修を開催した。(12月5日) 参加者：27人 【アンケートの結果】 研修内容について「非常に良かった・良かった」が100%であったため、効果があったと考える。 ・広報あしや11月号に犯罪被害者支援制度の「こころの悩み無料電話相談」を掲載した。 ・犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)に合わせて、北館1階及び図書館本館にて関連資料展示を実施(資料はひょうご被害者支援センターから借用)。	25	25	B	・研修の参加人数は昨年度(33人)からは微減(27人)であった。 ・犯罪被害者等への支援の重要性について理解を深めるため、今後も継続して研修を開催するなど啓発活動が必要である。	道路・公園課
3-11 刑を終えて出所した人などの人権	①犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めるため、「社会を明るくする運動」を推進し、立ち直りを見守り支える地域社会の実現に向けて啓発活動に取り組みます。	49	「社会を明るくする運動」などを通じた啓発活動	・社会を明るくする運動を通し、更生保護について理解を深めるため、保護司会等関係団体と連携し、イベントや街頭キャンペーンなどの内容及び啓発方法を協議する。 ・小中学生及び保護者に対する啓発の効果高めるため、学校教育課や保護司会等と連携し作文コンテストの普及・啓発に努める。 ・イベントなどでの啓発に加え、街頭キャンペーンや横断幕の設置などの広報活動に引き続き取り組む。	社会を明るくする運動の事業として、以下のとおり実施した。 ・講演会 「現代の青少年問題」 参加者：35人 ・市内公立小中学生への啓発として絆創膏を配布 ・第75回社会を明るくする運動作文コンテストの募集 応募数 なし ・公開ケース研究会 参加者：30人 ・社会を明るくする運動に関連する会議 ・関連会議での神戸保護観察所による再犯防止に関する講評 ・啓発イベント 市民の集い 啓発グッズの配布 参加者：250人 ・7月1日～7月31日まで市役所正面(北館3階)に横断幕を設置	266	266	B	・講演会のアンケートにおいて、参加者から「よかった」や「周囲の人にも伝えたい」等の意見が多数あり、一定の効果があったと思われる。 ・啓発イベントにおいては、屋外参集形式で市民の集いを行っており、幅広い層への運動の趣旨普及ができたと考ええる。 ・小中学生を対象とした作文コンテストの募集について、近年応募者が減少傾向にあるため、今後も社会を明るくする運動の啓発が必要であると考ええる。 ・保護観察所との連携に関しては、公開ケース研究会での講評等を行っていただいたことで再犯防止、更生保護について関係団体の理解が深まった。引き続き会議やイベント等を通じて連携していく。	地域福祉課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R7事業実施目標	R7事業実施実績	R7歳出 予算額 (千円)	R7歳出 決算額 (千円)	所 管 課 評 価	R7実施効果・課題	所管課
3-12 その他 の人権 問題 ◇ひとり親家庭に関する問題	家族の多様性が尊重される社会の実現に向けて啓発に取り組みます。また、ひとり親家庭のうち特に母子家庭への支援制度及び適切な相談窓口の周知に努めます。	50	ひとり親家庭相談の周知	ひとり親家庭の継続的自立へつながるよう、引き続きホームページや複数の媒体により支援制度及び相談窓口の周知を行う。	ホームページ及び「子育てサポートブックわくわく子育て」にて支援制度や相談窓口を周知するとともに、広報にて弁護士相談のお知らせを行った。	0	0	B	支援制度についてホームページ、広報、冊子により周知したことで、関心のある市民への情報提供ができた。	こども政策課
◇北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権	この問題について、関心と認識を深めていく啓発を推進します。	51	北朝鮮当局による拉致問題についての関心と認識を深める啓発	北朝鮮人権侵害問題啓発週間について広報あしや、市ホームページ、SNSへの掲載、市役所市章のブルーライトアップ等で周知を図り、北朝鮮人権侵害問題啓発展示、啓発DVD上映を行う。	・北朝鮮人権侵害問題啓発週間について、広報あしや及びホームページ、市役所市章のブルーライトアップ等で周知を図った。 ・北朝鮮人権侵害問題啓発パネル展、日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」上映、兵庫県拉致問題啓発DVD「私たちにできること～拉致問題の解決を願って～」上映を実施し、拉致問題について啓発を行った。	0	0	B	北朝鮮人権侵害問題啓発週間について、効果的な啓発方法を検討していく必要がある。	人権・男女共生課
◇アイヌの人々の人権	国と協力し、啓発に努めます。	52	アイヌの方々の歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発	アイヌの方々の相談窓口の周知をはじめ、歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発を行う。	アイヌの方々に関するホームページ・絵本の展示・ポスター掲示による啓発を実施した。	0	0	B	民族としての伝統や現状の認識、理解をさらに進める啓発を考えていく必要がある。	人権・男女共生課
◇労働者等の人権	ハラスメントによる人権侵害に対する正しい理解の促進、相談窓口の周知に努めます。	53	ハラスメントに対する啓発、相談窓口の周知	（人権・男女共生課） 人権擁護委員による人権相談等の実施を広報やホームページのほか講演会や啓発映画会などの人権啓発事業を実施する際に周知する。 （地域経済振興課） 引き続き、毎月社会保険労務士による労働相談の実施を広報に掲載し相談窓口を周知する。また、他市、他団体と連携し啓発を実施し、法改正など、社会情勢に合わせて啓発資料を作成、配布する。	（人権・男女共生課） 人権擁護委員による人権相談の実施を広報やホームページのほか講演会や啓発映画会などの人権啓発事業を実施する際に周知した。 （地域経済振興課） 労働基準監督署で実施している相談窓口への案内や社会保険労務士による労働相談を周知・実施した。 また、「働き方改革」に関するチラシを作成し、芦屋市商工会にて配架するなどして啓発を実施 ・商工会、関係機関への配布 150部	132	70	B	（人権・男女共生課） 人権相談以外にも、相談者にとって適切な相談先を案内できるよう、他の相談機関の周知もあわせて行っていく必要がある。 （地域経済振興課） 労働相談を周知することで、本市の相談窓口へ案内するだけでなく、労働基準監督署等の各種相談窓口へも案内することができた。チラシの配布も含め、引き続き事業実施及び啓発が必要だと考える。	人権・男女共生課 地域経済振興課

第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づく進行管理調査表(令和7年度実績)

○それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性に沿った進行管理

地域・事業者・その他の場	方向性	NO	事業内容	R7事業実施目標	R7事業実施実績	R7歳出 予算額 (千円)	R7歳出 決算額 (千円)	所管課 評価	R7実施効果・課題	所管課
4-3 地域	①社会教育関係機関・団体、芦屋市人権教育推進協議会との連携を深め、学習・啓発の機会を充実します。	1	関係団体との連携による事業の実施	(人権・男女共生課) 兵庫県、法務局、人権擁護委員等と連携し人権講演会及び啓発映画会を実施する。 アンケートの結果、講演会や映画会に参加して人権問題に関して関心が深まったと回答する人を80%以上にする。 (社会教育推進課) ・芦屋市人権教育推進協議会の自主的な活動がより円滑に、かつ充実するよう支援する。 ・芦屋市人権教育推進協議会全体会・分科会がより充実するよう活動を支援する。	(人権・男女共生課) ・ふれ愛シネサロン 第79回 映画「長いお別れ」上映 参加者数 135人 第80回 映画「あの花が咲く丘で、君とまた出会えたら。」上映 参加者数 約300人 ※戦後80年及び非核平和都市宣言40周年記念事業として実施。 第81回 映画「Coda あいのうた」上映 参加者数 96人 アンケートの結果 (映画会に参加して人権問題に関して関心が深まったと回答した人) 第79回：88.5%／第80回：91.8%／第81回：92.4% ・法務局、人権擁護委員等と連携し、日々の生活と人権を考える集い2025において講演会を実施した。 アンケートの結果 (講演会に参加して人権問題に関して関心が深まったと回答した人) 100% (社会教育推進課) ・芦屋市人権教育推進協議会の記念講演会・夏期研修会・全大会・分科会など自主的な活動が充実するように支援した。 ・定期総会、研究大会分科会、各種専門部会の実施に係る準備・支援を行った。	3,161	2,662	B	(人権・男女共生課) アンケートの結果、映画会や講演会に参加して、人権問題に関して関心が深まったと回答する人がすべて80%以上だったことから、啓発効果があったと考える。 (社会教育推進課) 芦屋市人権教育推進協議会の円滑な運営のための支援を行うことができた。	人権・男女共生課 社会教育推進課
	②出前講座の推進など、自治会などが実施する啓発・学習活動に対する場所や機会の提供、交流の促進などを通じて、地域における人権意識の向上と地域の教育力を高めます。	2	生涯学習出前講座の案内、募集、実施	生涯学習出前講座、あしや学びあいセミナー及び社会教育関係団体公募提案型補助金制度を引き続き円滑に実施し、社会教育の推進を通じて人権意識の向上を図る。	(国際文化推進課) ・生涯学習出前講座の実施(26件) (社会教育推進課) ・あしや学びあいセミナーの実施(0件) ・公募提案型補助金の実施(交付決定6件)	416	294	B	生涯学習出前講座、社会教育関係団体公募提案型補助金制度を円滑に実施することができた。今後は、制度の更なる周知を行い、より地域の教育力を高める必要がある。	社会教育推進課 国際文化推進課
	③地域での行事・イベントなどの場と機会を活用した啓発活動を推進します。	3	地域の行事、イベントなどの場を活用した啓発活動	「二十歳のつどい」で人権啓発に係る冊子・資料を配布し、人権意識の浸透を図る。	人権啓発冊子の配布 675人分	0	0	B	「二十歳のつどい」で人権啓発に係る冊子・資料を配布し、参列者到人権意識の浸透を図ることができた。	社会教育推進課

地域・事業者・その他の場	方向性	NO	事業内容	R7事業実施目標	R7事業実施実績	R7歳出 予算額 (千円)	R7歳出 決算額 (千円)	所 管 課 評 価	R7実施効果・課題	所管課
4-4 事業所	①経営者などに対し、特に人権に関わる法令順守について啓発します。	4	事業所に対する啓発、啓発事業の周知	（地域経済振興課） 他市、他団体と連携し啓発を実施し、法改正など、社会情勢に合わせて啓発資料を作成し配布する。 （人権・男女共生課） 人権啓発事業のチラシやポスターの配布、掲示依頼を商工会等にし、市内の事業所への周知を図る。	（人権・男女共生課、地域経済振興課） ①令和8年3月9日「誰もが働きやすい職場づくりのために」を開催 ・主催：人権・男女共生課／兵庫県立男女共同参画センター 共催・協力：芦屋市商工会／地域経済振興課 ・会場：芦屋市男女共同参画センター 2階大会議室、オンライン（Zoom）受講 ②「企業人権・働き方改革」に関するチラシを作成し、芦屋市商工会・地域経済振興課窓口に配架、人権・男女共生課の事業者向けイベントでの配布などで啓発を実施 ・商工会、関係機関への配布 150部 （人権・男女共生課） 商工会、市が協定を締結している事業所等に映画会、人権講演会、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度のチラシの配布・掲示を依頼し、市内の事業所への周知を図った。	60	1	B	（人権・男女共生課、地域経済振興課） セミナーは、個人事業主、企業の経営者や人事労務担当者等16人（会場出席6人、オンライン出席10人）の出席があった。市外から出席されている方も多数いらしかった。今後も、その時々の人権課題に合わせたテーマでの事業実施及び啓発が必要だと考える。 （人権・男女共生課） 商工会及び市が協定を締結している企業等に継続して周知をしていく必要がある。	地域経済振興課 人権・男女共生課
	②研修会の開催など人権教育・啓発の実施を呼びかけるとともに、講師などの人材紹介、施設・情報・教材の提供などの支援を行います。									

地域・事業者・その他の場	方向性	NO	事業内容	R7事業実施目標	R7事業実施実績	R7歳出 予算額 (千円)	R7歳出 決算額 (千円)	所管課 評価	R7実施効果・課題	所管課
5-1 職員の意識向上	①新入職員から幹部職員にいたるすべての職員について、それぞれの職務に応じ人権意識を高める研修の充実に努めるとともに、人権をテーマとした講演会・研修会への参加を促すことで人権意識の高揚を図ります。	5	人権に関わる研修	（人権・男女共生課、上宮川文化センター、人事課、国際文化推進課） ・職員人権研修を開催する。（テーマ：情報化などに伴う人権侵害、性的マイノリティ、外国人の人権、障がいのある人の人権、高齢者の人権） ・新任職員研修において人権問題及び男女共同参画に関する研修を実施し、人権問題全般、男女共同参画の基礎、女性活躍推進、DV被害者支援について取り上げる。また人事課特別（専門）研修として男女共同参画に関する職員研修を実施する。 ・引き続き、新任職員及び新任教員研修において同和問題に関する研修を実施する。 ・各種職員研修を継続実施する。 （法務コンプライアンス課） 新入職員及び管理監督職を中心に研修等を実施することで、ハラスメントの予防のために必要な知識の習得及び相談への対応方法等の習得を促す。 （障がい福祉課） ・心がつながる手話教室においては、より多くの部署の職員が出席することにより、手話及び障がいの理解を広げる。 ・新任職員向け研修では、引き続き手話研修を実施し、人権意識を高める。 ・意思疎通支援・障がい理解研修を実施することで、障がい理解を促進する。	（人権・男女共生課、上宮川文化センター、人事課、国際文化推進課） ・新任職員を対象とした前期及び後期研修において人権にかかる研修科目を設け、前期は「人権」をテーマに全般的な人権課題について、後期は「男女共同参画推進」をテーマにジェンダー平等や芦屋市の取組について学びを深めた。前期42人、後期36人が受講し、アンケート回答からは無意識の発言等も含め、市職員として人権意識を常に高めておくべきであることを再認識した旨の回答が多くあった。 ・人権・男女共生課と共催にて「特定事業主行動計画・男女共同参画研修」として「スキルシェアのすすめ」を実施し職員22人が参加した。人事課より育児休業等にかかる制度について説明し、制度理解を深める機会とした。 ・職員人権研修（情報化などに伴う人権侵害） 「インターネットと人権」～被害者にも加害者にもならないために～ 受講者 4人 ・職員人権研修（性的マイノリティの人権） 「自治体職員のための性的マイノリティへの支援を考える」 受講者 13人 ・職員人権研修（障がいのある人の人権・高齢者の人権） 「障がいのある人の人権・高齢者の人権」 受講者 29人 ・職員人権研修（外国人の人権） 「国際的なルーツを持つ人への対応」 受講者 30人 ・日々の生活と人権を考える集い2025 多様な人権課題について啓発を行うイベントを職員人権研修と位置づけて実施した。（市職員受講者 34人） ・人事課特別（専門）研修の男女共同参画職員研修においては、部長級を含む管理・監督職の職員を対象に、女性の活躍を阻害する「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）」について考え、部下の個性や事情（育児・介護等）に応じた効果的なコミュニケーションを学ぶ研修を、人事課及び地域経済振興課と共催で実施し、職員24人が出席した。 （法務コンプライアンス課） ・新入職員及び管理監督職等を含む全職員対象のコンプライアンス研修・ハラスメント防止研修を役職別に実施した。また、欠席者に研修動画を配信した。 ・電子掲示板やパソコン端末のグループウェアのネットフォルダ内にコンプライアンス通信を掲載し、「職場におけるハラスメント防止に向けた取扱指針」の内容の周知を行った。 （障がい福祉課） ・心がつながる手話教室を実施し、職員延べ54人の参加があった。 （上宮川文化センター） ・人権啓発講演会（全2回）を実施し、職員43人の参加があった。	1,865	920	B	（人権・男女共生課、上宮川文化センター、人事課、国際文化推進課） ・新任職員を対象とした前期及び後期研修については、受講者のアンケート回答から、様々な人権課題への理解を深めると同時に人権意識を高めることの必要性を再認識する機会となったことが伺えたため、実施の効果があったと考える。 ・人権・男女共生課と共催にて実施した「特定事業主行動計画・男女共同参画研修」においては、受講者のアンケート回答より「実務で活用できる」と回答した割合が85%超であったため、実施の効果があったと考える。 ・人事課特別（専門）研修については、会場とオンラインでの受講を併用したハイブリッド形式で実施したことで多くの職員が参加しやすくなったと考える。また受講後のアンケートにおいては9割以上の回答者が研修内容を実務に「活用することができる」と回答し、研修の効果があったと考える。次年度以降も研修対象やテーマを精査・検討して継続的に実施していく。 ・DVDに録画した研修内容が古くなってきたものもあり、最新の情報にアップデートする必要がある。 ・DVD視聴にすることで、職員が時間にとらわれることなく、個別に研修を受けられるようになった。 （法務コンプライアンス課） - 全職員を対象に実施したコンプライアンス研修・ハラスメント防止研修に関するアンケートでは、受講者のおよそ8割弱、部長級以上では受講者全員が「満足」又は「やや満足」と回答した。今後も引き続き効果的な実施方法の工夫を講じるとともに、課長級以下にもグループワーク形式の研修を取り入れるなど、ハラスメント防止に向けた取り組みの一層の充実を図る。 （障がい福祉課） - 手話教室については、一般職員から幹部職員まで幅広い年代の職員が参加し、手話や障がい者福祉への理解を深め、簡単な手話を習得することができた。課題としては、より多くの部署の職員が参加するため、研修内容や周知方法等についての検討が引き続き必要である。 （上宮川文化センター） - 人権啓発講演会を職員人権研修に位置づけることで職員の人権意識の向上を図ることができたと考える。	人権・男女共生課 上宮川文化センター 人事課 国際文化推進課 法務コンプライアンス課 障がい福祉課

地域・事業者・その他の場	方向性	NO	事業内容	R7事業実施目標	R7事業実施実績	R7歳出 予算額 (千円)	R7歳出 決算額 (千円)	所管課 評価	R7実施効果・課題	所管課
	②管理職は高い人権感覚を習得するとともに、所属職員の人権に対する理解を深めることを目的として、職場単位での自己啓発や研修の充実に取り組みます。	6	職場人権研修	各職場でテーマを設定し研修を実施する。職員間で意見交換を行うことによって職員の人権意識の向上を図る。	主な人権課題からテーマを選定し、職場単位で研修を実施した。 【実施期間】令和7年6月～12月 【実施部署】71課 【テーマ】女性の人権2課／こどもの人権8課／高齢者の人権2課／障がいのある人の人権7課／同和問題8課／外国人の人権8課／ハンセン病問題14課／犯罪被害者などの人権1課／性的マイノリティの人権2課／情報化などに伴う人権侵害11課／北朝鮮拉致被害者に関する問題2課／風評にもとづく偏見や差別など災害に伴う人権侵害の問題3課／働く人の権利2課／ハラスメントによる人権侵害問題3課／その他の人権5課 ※複数のテーマで実施した部署あり	0	0	B	・職場単位で実施し、意見を出し合うことによって職場全体で人権について考える機会となり、意識の向上につながった。 ・テーマ別では、ハンセン病問題、情報化などに伴う人権侵害、こどもの人権、同和問題などを取り上げた課が多く、研修を実施したことで、より理解を深めることができた。 ・今後も、継続して職場人権研修を実施することが必要である。	人権・男女共生課
	③「職場におけるハラスメント防止に向けた取扱指針」に基づき、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメントに対する理解を深める研修を実施するとともに、職場の人権問題に対して迅速かつ効果的に対応できる体制の充実を図り、制度や相談窓口の周知に努めます。	7	学校内のハラスメント防止対策	昨年度に引き続き、市と各校においてハラスメント防止に係る研修を実施するとともに相談しやすい環境づくりに努める。	ハラスメント防止のリーフレットや芦屋市教育委員会・兵庫県教育委員会のハラスメントの相談窓口一覧を小中学校に周知し、教職員への研修と併せて相談先の周知啓発を引き続き実施した。	0	0	B	ハラスメント防止のリーフレットを電子データで小中学校に配布することで、教職員がいつでも研修に取り組める環境を整えた。また、相談先を教職員全員に周知することができた。 互いに人格を尊重し支え合えるような職場風土の醸成が現場から求められており、自分の行動を振り返り気づくキッカケづくりをさらに進めていくことが課題であり。より効果的な方法を検討していく必要があると考えている。	教職員課
		8	庁内におけるハラスメント防止対策	引き続き、職員にハラスメントのリーフレットや取扱指針の内容の周知を図り、新入職員及び管理監督職を中心に研修等を実施して、ハラスメントの予防のために必要な知識の習得を促す。	・ハラスメントリーフレットを職員へ配布して相談窓口等を周知した。また外部相談窓口の周知のため、庁内の職員更衣室等にポスターを掲示した。 ・新入職員及び管理監督職に昇任した職員対象のハラスメント防止研修の実施に加え、部長級にはグループワーク形式による自己分析を交えた研修、管理監督職には外部講師による演習を交えた講義形式でハラスメントの線引きや適切なコミュニケーションに関する研修を行い、欠席者に研修動画を配信した。 ・電子掲示板やパソコン端末のグループウェアのネットフォルダ内にコンプライアンス通信を掲載し、「職場におけるハラスメント防止に向けた取扱指針」の内容の周知を行った。	2,332	1,256	B	1月に実施した全職員対象のハラスメント実態把握調査では、リーフレットの認知度が約7割弱、ハラスメント防止研修の受講率は約9割弱を占めており、一定啓発効果が認められた。今後も引き続き効果的な実施方法の工夫を講じるとともに、課長級以下にもグループワーク形式の研修を取り入れるなど、ハラスメント防止に向けた取り組みの一層の充実を図る。 【認知度】今回（前回） ・内部相談窓口（人事担当課等）：71.5%（68.3%） ・外部相談窓口（弁護士）：44.9%（42.4%） ・指針：51.3%（49.2%） ・リーフレット：66.4%（67.6%）	法務コンプライアンス課

地域・事業者・その他の場	方向性	NO	事業内容	R7事業実施目標	R7事業実施実績	R7歳出 予算額 (千円)	R7歳出 決算額 (千円)	所管課 評価	R7実施効果・課題	所管課
5-2 特定職業従事者の意識向上	①教職員については、園児・児童・生徒それぞれの発達段階に対応した人権研修を進めるとともに、家庭や地域との連携のもとに人権課題の解決に積極的な役割を果たすことを推進します。	9	特定職業従事者に対する研修	（学校支援課） 人権教育、多文化共生教育の各担当者会を通じて、同和問題をはじめとする人権問題について教職員が学ぶ校内研修を充実させるための支援を行う。 （打出教育文化センター） ・教員のキャリアステージに応じた人権課題を適切に設定する。 ・市として重点的に取り組む人権課題についても適切に実施する。 ・若手教員に対して、同和問題や学級における人権問題をはじめとする人権課題について学ぶ機会を積極的に設ける。 ・様々な研修形態を実施し、研修機会の確保を図る。	（学校支援課） 人権教育、多文化共生教育の各担当者会を通じて、同和問題をはじめとする人権問題について教職員が学ぶ校内研修を充実させるための支援を行うことができた。 （打出教育文化センター） ・いじめ問題に関する研修。受講者：14人（打出教育文化センター夏季研修講座） ・いじめ問題に関する研修。受講者：33人（打出教育文化センター夏季研修講座） ・芦屋市における同和教育の歴史。（市主催初任者研修）受講者：4人	736	435	B	（学校支援課） 人権教育および多文化共生教育に関する校内研修の企画・実施において、教職員の意識や理解の深まりが見られた。一方、担当者の熱意や力量によって実施内容にばらつきがあることが課題である。 （打出教育文化センター） 「芦屋の教育指針」、特に「命と人権を大切にする教育の充実」を踏まえ、研修を実施することで、「人権を大切にした教育」の推進へとつなげることができた。また、学校との連携を踏まえ、必要に応じた研修を実施することで、学校園が直面する人権課題の解消へとつなげることができた。しかし、様々な分野での人権研修を開催することができなかったため、今後検討する必要があると考える。 ・市主催人権研修について、教職員が対象として適切なものに関して、来年度以降積極的に周知していく。	学校支援課 打出教育文化センター
	②福祉関係者、医療・保健関係者、消防職員については、市民の健康・生命や財産に接する機会が多いことから、プライバシー保護への配慮を徹底するとともに、相談業務などにおいて相談者それぞれが相手の立場に立った適切な対応が行えるよう、研修を充実します。	10		（生活援護課） 窓口相談の対応において、お金や家族の話など個人的な情報を聞き取る場面が多いことから、人権研修をはじめ、様々な研修にできるだけ多く参加することで、相談対応スキルの向上を図る。 （地域福祉課） 館内の業務連絡会を通じて、個人情報等の保護を徹底するため情報セキュリティの実施方策（パソコン本体へセキュリティをかける、パソコン等施錠管理の徹底・盗難防止ワイヤーの取付け、書類はカウンターの内側に取り込むなど）をセキュリティ事故の事例や芦屋市の取組を伝え、随時注意喚起を行う。また、机や書庫等の鍵の調査を実施する。	（生活援護課） 相談対応スキル向上のため、犯罪被害者、障がいのある人・高齢者等の人権研修をはじめ、窓口コンシェルジュ研修、権利擁護支援研修などに参加し、不参加の職員へは課内で資料を共有した。また、対応困難な市民の来所時や慣れない職員が窓口対応する際は、先輩職員や係長が同席した上でフォローし、年間を通して課内全体の窓口対応スキルの底上げを図った。 （地域福祉課） 保健福祉センター内に従事している福祉関係者・保健関係者（事業所職員を含む）等に対して、個人情報等の保護を徹底するため情報セキュリティの実施方策（パソコン本体へセキュリティをかける、パソコン等施錠管理の徹底・盗難防止ワイヤーの取付け、書類はカウンターの内側に取り込むなど）をセキュリティ事故の事例や芦屋市の取組をあげ、館内の業務連絡会を通じて、随時注意喚起を行った。また、年1回、机や書庫等の鍵の調査も実施した。	0	0	B	（生活援護課） 窓口対応の実践を重ね、困難な相談についても最後まで責任を持って対応することができている。また、研修での学びも生活保護受給者の自立支援に活かしている。 課題として、研修への参加者が偏りがちであること、職員の入れ替わりが多くなかなか経験が蓄積されないことがある。 （地域福祉課） 個人情報の保護やプライバシーへの配慮は保健福祉センター従事者として理解しているが、実例を踏まえ、対策を周知することで、意識の向上・具体的な行動へつなげられるよう努めている。	生活援護課 地域福祉課（福祉センター）